

3 居宅サービスに関する留意事項

通所系サービス関係

(1) 事業所規模の区分

対象事業所においては、前年度（3月を除く）利用実績に基づいて翌年度の事業所規模の区分が決定されることから、毎年度3月に事業所規模の区分に変更がないか確認をする必要があります。変更になる場合は3月15日までに県へ届出をしなければなりません。

（平成27年3月15日は日曜日のため、提出は平成27年3月13日（金）必着とする。）

○事業所規模の区分については次のとおり(人数は、前年度の一月当たりの平均利用延人員数)

月利用延人員数	通所介護	通所リハ
300人以内	小規模型	通常規模型
301人～750人	通常規模型	
751人～900人	大規模型Ⅰ	
901人以上	大規模型Ⅱ	

- 事業所規模について変更がない場合は、提出不要。
- 運営規定の変更を伴う場合は、併せて変更届の提出が必要。
（勤務表と新旧の運営規程添付）
- 確認を行わないまま、誤った報酬区分により報酬を請求したことが判明した場合には、介護報酬を返還していただくことになります。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・「前年度1月当たりの平均利用延人数の算定表（参考様式）」

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

訪問系サービス関係

(2) 同一建物の減算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション事業所においては、前年度の実績（3月を除く）が1月以上ある事業所については、前年度の1月当たりの同一建物に居住する実利用者の数が月平均30人以上である場合は、減算となることから、事業所は毎年3月に確認をしていた
だき、基準に適合する場合は3月15日までに県へ届出をしなければなりません。

（平成27年3月15日は日曜日のため、提出は平成27年3月13日（金）必着とする。）

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・前年度（3月を除く4月から2月までの11ヶ月）各月の実利用者の実人数をそれぞれ合計し、事業を実施した月数で除した計算の過程が分かるもの（任意の様式で可）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

その他

(3) 中山間地域の小規模事業所加算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅介護支援については、中山間地域における小規模事業所加算を算定している事業所については、前年度の1月当たりの平均訪問回数（利用者数）を確認していただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。

	居宅サービス	介護予防サービス
訪問介護	平均延訪問回数が200回以下/月	平均実利用者数が5人以下/月
訪問入浴介護	平均延訪問回数が20回以下/月	平均延訪問回数が5回以下/月
訪問看護	平均延訪問回数が100回以下/月	平均延訪問回数が5回以下/月
福祉用具貸与	平均実利用者数が15人以下/月	平均実利用者数が5人以下/月
居宅介護支援	平均実利用者数が20人以下/月	

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・中山間地域等における小規模事業所加算に伴う事業所規模算定表（参考様式）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

(4) サービス提供体制強化加算

既に算定している事業所においては、毎年度3月に基準に適合しているかどうかの確認をしていただき、基準に適合しない場合はすみやかに県へその旨の届出をおこなってください。

また、4月から新たに算定を行う場合は3月15日までに届出をしなければなりません。

（平成27年3月15日は日曜日のため、提出は平成27年3月13日（金）必着とする。）

- 職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成26年度（3月を除く4月から2月までの11ヶ月間）の平均を用います。
- サービス毎に要件は異なりますので、ご注意ください。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
- ・添付書類については、サービス毎に異なりますので、ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護報酬<介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(5) 介護職員処遇改善加算

平成25年度に加算の算定をした全ての法人（事業者）については、平成26年7月31日（木）までに介護職員処遇改善実績報告の提出が必要です。まだ、提出されていない場合には早急に提出してください。なお、平成25年度の途中で廃止された場合や介護職員処遇改善加算の算定を終了された場合も提出が必要です。

※地域密着型サービス及び長崎市にも事業所をお持ちの法人については、各市町にも実績報告書を提出してください。

4 居宅介護支援事業所に関する留意事項

(1) 特定事業所集中減算

正当な理由なく特定の事業所へ紹介の偏りがあった場合、居宅介護支援費の減算を行うことにより公正中立な居宅介護支援が行われることを目的として、平成18年度4月から居宅介護支援費の算定にかかる特定事業所集中減算が導入されました。

居宅介護支援事業所においては、以下のとおり毎年度2回、各判定期間において作成した居宅サービス計画を対象として、特定事業所集中減算該当の有無について判定いただき、同一事業所によって提供されたものの占める割合が90%を超えている場合には、正当な理由がある旨、県へ報告していただく必要があります。

① 判定期間等

	判定期間	9割を超えた場合の 県への提出期限	減算適用期間
H26 前期	平成26年3月1日～ 平成26年8月31日	平成26年9月12日(金) ※必着×切厳守	平成26年10月1日～ 平成26年3月31日
H26 後期	平成26年9月1日～ 平成27年2月28日	平成27年3月13日(金) ※必着×切厳守	平成27年4月1日～ 平成27年9月30日

② 判定方法

事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与が位置づけられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護または福祉用具貸与のいずれかのサービスについて90%を超えた場合に減算となります。

※その他、特定事業所集中減算に係る具体的な取扱い・様式については、以下の県庁ホームページを参照してください。

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/syutu-gensan/>

ホーム<分類で探す<福祉・保健<高齢者・介護保険<介護報酬<特定事業所集中減算関係

5 介護予防サービスに関する留意事項

通所系サービス関係

(1) 事業所評価加算

選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象となる期間（各年1月1日から12月31日までの期間）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価期間の翌年度における介護予防通所サービスの提供につき加算を行うものです。

① 評価基準

事業所評価加算の対象事業所は、次の要件を満たす必要があります。

- 運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを行っていること
- 評価対象期間における利用実人員数が10名以上であること。
- 次の算定式を満たすこと。

評価対象期間内に選択サービスを利用した者の数

$$\frac{\text{評価対象期間内に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを利用した者の数}}{\text{要支援度の維持者数+改善者数} \times 2} \geq 0.6$$

要支援度の維持者数+改善者数×2

$$\frac{\text{評価対象期間内に運動器機能向上サービス、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスを3月以上利用し、その後更新・変更認定を受けた者の数}}{\text{要支援度の維持者数+改善者数} \times 2} \geq 0.7$$

※詳しくは、平成24年4月版「介護報酬の解釈」単位数表編 1008 頁～参照

② 手続き

当該加算は長崎県へ事前に届け出ることが必要です。平成27年4月より事業所評価加算の算定を希望する事業所で、且つ現在『事業所評価加算〔申出〕の有無』を「1 なし」で届け出ている事業所については、平成26年10月15日（水）（必着×切厳守）までに提出してください。期限までに提出されなかった場合、平成27年4月からの事業所評価加算は算定不可となります。

➤ 既に「2 あり」で届け出ている事業所や、加算を算定する予定がない事業所は提出不要。

【提出書類】

- ・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
- ・「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/kaigo-housyu/kasan-todokede/>